

京都市告示第704号

京都市水路等管理条例第3条第1項の規定に基づき、農業用水路等を次のように廃止します。

当該農業用水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市産業観光局において告示の日から2週間公衆の縦覧に供します。

令和5年3月17日

京都市長 門川 大作

(廃止する農業用水路等)

| 整理番号 | 路線名 | 廃止する起点 廃止する終点 |
|------|----------|--------------------------------------|
| 1 | 八瀬水0107号 | 左京区八瀬秋元町384番地地先 左京区八瀬秋元町382番地の1地先 |

(産業観光局農林振興室農林企画課)